

2009年2月27日

【モニタリングレポート】

地域金融機関平成 19 年 12 月 CLO

信託受益権 優先受益権 : A A A

メザニン受益権 : A A

格付投資情報センター(R&I)は上記の信託受益権のモニタリングレポートを公表しました。

【コメント】

発行日(2007年12月26日)から2008年12月22日までの期間(計算期間)における裏付け資産の累積デフォルト債権の発生率は約0.81%であり、計算期間末日時点で延滞が1件発生している。延滞債権をデフォルト債権に含めた場合の累積デフォルト率は約1.04%となる見通しであるが、R&Iの当初想定範囲内で推移しており、確保されている信用補完に対し、発生した損失の影響は小さい。

【格付け対象】

信託の名称	地域金融機関平成 19 年 12 月 CLO		
金額	優先受益権 6,640,000,000 円(当初:8,300,000,000 円) メザニン受益権 272,000,000 円(当初:340,000,000 円)		
委託者	日本政策金融公庫(旧中小企業金融公庫)		
オリジネーター	愛媛銀行、日本政策金融公庫(旧中小企業金融公庫)		
受託者	みずほ信託銀行		
信託受益権販売業者	日興シティグループ証券		
裏付け資産	地域金融機関平成 19 年 12 月 CLO のオリジネーターが募集した 中小企業向け貸付債権		
信託設定日	2007 年 12 月 26 日		
予定最終償還日	2013 年 1 月 15 日		
法定最終償還日	2014 年 1 月 15 日		
償還方法	コントロールド・アモチゼーション (優先受益権、メザニン受益権の割合に応じたプロラタ償還)		
信用補完	優先劣後構造		
	現在の格付け	発行時の格付け	個別信用補完
優先受益権	A A A	A A A	メザニン受益権、シニア劣後受益権、 ジュニア劣後受益権(劣後比率約 16.8%)
メザニン受益権	A A	A A	シニア劣後受益権、ジュニア劣後受益権 (劣後比率約 13.4%)
備考	格付けは、法定最終償還日までに優先受益権、メザニン受益権の元本が 全額支払われ、期日通りに配当される可能性を評価したものである。		

【モニタリングのポイント】

本件の信託は、元本と配当の受け取りの順に優先受益権、メザニン受益権、シニア劣後受益権およびジュニア劣後受益権を設定している。各受益権について、それよりも元本の受け取り順位が低い受益権の元本金額合計が信用補完となっている。ジュニア劣後受益権は、各参加金融機関が募集した債権プールに対応している。本件では2つの参加金融機関が貸付債権の募集を行い、それぞれの参加金融機関に対応した2つのジュニア劣後受益権を設定している。各ジュニア劣後受益権は、対応する参加金融機関が譲渡した貸付債権の損失のみを負担し、他の参加金融機関が譲渡した貸付債権の損失を負担することはない。優先受益権、メザニン受益権およびシニア劣後受益権は、各ジュニア劣後受益権の元本金額を超える損失を貸付債権を譲渡した参加金融機関によらず負担する。

モニタリングにあたっては、損失額に加え、その損失の分布（どの参加金融機関のプールの損失なのか）に着目し、各受益権の格付けが妥当なものであるかどうかを確認している。

【経過と見通し】

発行日から計算期間末日までにデフォルトが2件、計算期間末日時点で延滞が1件発生しており、この延滞は解消されていない。この延滞債権がデフォルト債権となった場合でも、現在確保されている信用補完額に対し、発生する損失の影響は小さい。

裏付け資産の状況は以下のとおりである。

	2007/12/26	2008/12/22
債権元本残高	9,920,000,000 円	7,861,350,000 円
元本残高率	100%	79.25%
延滞債権元本金額	0 円	22,950,000 円
延滞率	0%	0.29%
長期延滞債権元本金額	0 円	0 円
長期延滞率	0%	0%
累積デフォルト債権元本金額	0 円	80,000,000 円
累積デフォルト率	0%	0.81%
債務者数	241 社	238 社

元本残高率：計算期間末日の元本残高／当初債権元本残高

延滞債権元本金額：計算期間末日時点で3カ月未満の延滞である債権の元本金額

延滞率：計算期間末日の延滞債権元本金額／計算期間末日の債権元本残高

長期延滞債権元本金額：計算期間末日時点で3カ月以上延滞である債権の元本金額

長期延滞率：計算期間末日の長期延滞債権元本金額／計算期間末日の債権元本残高

累積デフォルト債権元本金額：計算期間末日時点のデフォルト債権の累計元本金額

累積デフォルト率：計算期間末日の累積デフォルト債権元本金額／当初債権元本残高

デフォルト債権：デフォルト債権は以下のいずれかに該当するものをいう。

- ①原債務者に金銭消費貸借契約に定める「期限の利益の当然喪失事由」に該当する事由が生じたもの
- ②原債務者に金銭消費貸借契約に定める「期限の利益の請求喪失事由」に該当する事由が生じ、かつ請求通知により期限の利益を喪失したもの